平成２７年（フ）第１１号
長崎県対馬市厳原町田渕791番地、開始決定時の住所長崎県対馬市厳原町日吉377番地３
破産者　中村　公昭
1　決定年月日　平成29年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成２８年（フ）第８０号
大分市大字松岡4879番地の４
破産者　志賀　憲治
1　決定年月日　平成29年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２８年（フ）第１３４１号
北海道北広島市大曲６番地７
破産者　浅沼　鉄也
1　決定年月日　平成29年１月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第６３号
山形市大字二位田６番地
破産者　鈴木　幸江
1　決定年月日　平成29年１月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第９７号
富山市下新北町15番28号
破産者　本多　淑子
1　決定年月日　平成29年１月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３１号
富山市布市新町203番地１　クレシア布市103号、前住所富山市草島285番地２
破産者　古井　匡史
1　決定年月日　平成29年１月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第８２１号
名古屋市北区山田２丁目７番32号　Ｎｏ１フォレスト202号
破産者　宮地　和弘
1　決定年月日　平成29年１月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４４号
愛媛県松山市保免上２丁目２番23―１号
破産者　久保美由紀
1　決定年月日　平成29年１月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第４６号
北海道岩見沢市栗沢町必成193番地１
破産者　渡辺　昭夫
1　決定年月日　平成29年１月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２８年（フ）第１６号
青森県上北郡おいらせ町下明堂18番地４　朝日のあたる家203号室、旧住所青森県八戸市大字市川町字轟木前23番地７
破産者　鈴木　明之
1　決定年月日　平成29年１月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２８年（フ）第７号
岩手県花巻市桜台１丁目15番21号　桜台グリーンハイツ102号
破産者　杉澤　艶人
1　決定年月日　平成29年１月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２７年（フ）第７３号
岐阜県土岐市泉町大富1654番地の２
破産者　山田　　雄
1　決定年月日　平成29年１月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２７年（フ）第１０６号
岐阜県多治見市明和町２丁目31番地の１　クラシオンⅠ―506
破産者　福嶋　　康
1　決定年月日　平成29年１月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２８年（フ）第２０号
岐阜県土岐市泉町大富1780番地
破産者　水野孝太郎
1　決定年月日　平成29年１月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２７年（フ）第３０１号
愛知県丹羽郡大口町奈良子２丁目180番地１　マルベルＳ301号、開始決定時の住所愛知県丹羽郡大口町大字小口字宮之前１番地16
破産者　貝谷　浩一
1　決定年月日　平成29年１月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第１４０号
愛知県稲沢市稲葉５丁目15番２号
破産者　ぎふ初寿司稲沢分店こと　水野　河広
1　決定年月日　平成29年１月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第１１７号
京都市伏見区向島二ノ丸町151番地30　３―Ｄ棟711号、開始決定時の住所兵庫県尼崎市浜田町２丁目65番地
破産者　秋田　　**隆**
1　決定年月日　平成29年１月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係